第三十六条の三十二の六　［略］

第三十六条の三十二の七　［略］

第三十六条の三十二の八　［略］

第三十六条の三十二の九　子育て世帯訪問支援事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。

第三十六条の三十六　［略］

［②　略］

［③］　法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならない。

［④　略］

第三十六条の三十七の三　法第三十四条の十七の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業の種類及び内容

二　経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三　定款その他の基本約款

四　運営規程

五　職員の定数及び職務の内容

六　主な職員の氏名及び経歴

七　当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

八　建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

九　事業開始の予定年月日

［②］　法第三十四条の十七の二第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十七の四　法第三十四条の十七の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　廃止又は休止しようとする年月日

二　廃止又は休止の理由

三　現に便宜を受けている者に対する措置

四　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十七の五　児童育成支援拠点事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を市町村長に報告しなければならない。

第三十七条　［略］

［②～④　略］

［⑤］　法第三十五条第三項の届出を行つた市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

［⑥　略］

第三十六条の三十二の二　［同上］

第三十六条の三十二の三　［同上］

第三十六条の三十二の四　［同上］

［条を加える。］

第三十六条の三十六　［同上］

［②　同上］

［③］　法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならない。

［④　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第三十七条　［同上］

［②～④　同上］

［⑤］　法第三十五条第三項の届出を行つた市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

［⑥　同上］